

令和6年

第5回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和6年10月30日

至 令和6年10月30日

福島県会津坂下町議会

令和6年第5回会津坂下町議会臨時会会議録

令和6年10月30日から令和6年10月30日まで第5回臨時会が町役場議場に招集された。

令和6年10月30日 午前10時10分

1. 応招議員(14名)

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員(0名)

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 鈴木久	書記 中村夏実
書記 田中啓太	

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長 古川庄平	副町長 板橋正良
教育長 鈴木茂雄	総務課長 佐藤銀四郎
政策財務課長 佐藤秀一	生活課長 新井田英
建設課長 古川一夫	産業課長 長谷川裕一
庁舎整備課長 遠藤幸喜	出納室長 五十嵐利彦
教育課長 上谷圭一	子ども課長 五十嵐隆裕
監査委員 仙波利郎	

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第5回
会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 10 時10 分)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として、10 番五十嵐一夫君、
11 番水野孝一君のお2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

第5回臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日ここに令和6年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、
公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、専決処分の報告及びその承認について承認1件、第6次会津
坂下町振興計画後期基本計画の議案 1 件の計2件のご提案となります。

専決処分につきましては、10 月 27 日に執行されました、衆議院議員総選挙にかかる補正予
算となります。第6次会津坂下町振興計画後期基本計画につきましては、議会よりいただきました
要望を踏まえ、改めてご提案するものであります。

これらの案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何とぞ慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。
どうぞよろしくお願い致します。

◎承認第10号及び議案第53号の一括上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第3、承認第10号 専決処分の報告及びその承認について 専決第10号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第5号)及び、議案第53号 第6次会津坂下町振興計画後期基本計画の2件を一括議題いたします。

承認第10号及び、議案第53号について説明を求めます。

◎政策財務課長(佐藤秀一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤秀一君)

承認第10号 専決処分の報告及びその承認について 専決第10号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

本補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日に専決したので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1,131万4千円を追加し、予算の総額を84億7,009万5千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

ページをめくっていただき、事項別明細書の1ページをご覧ください。

歳入につきましては、15款:県支出金、補正前の額7億514万4千円、補正額1,131万4千円の増、補正後の額7億1,645万8千円となり、歳入合計 補正前の額84億5,878万1千円、補正額1,131万4千円の増、補正後の額84億7,009万5千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款:総務費、補正前の額17億1,053万4千円、補正額1,131万4千円の増、補正後の額17億2,184万8千円となり、歳出合計 補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が1,131万4千円の増であります。

3ページをご覧ください。

2歳入につきましては、15款3項1目:総務費県委託金、衆議院議員総選挙費委託金1,131万4千円の増は、衆議院の解散に伴う第50回衆議院議員総選挙の執行に伴う委託金です。

次に4ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款4項6目:衆議院議員総選挙費、補正額1,131万4千円の増は、衆議院の解散に伴う第50回衆議院議員総選挙の執行に伴う経費であり、財源内訳は、国県支出金1,131万4千円の増となります。

1節 報酬 135万1千円の増は、投開票の管理者、立会人および事務補助員の人件費になり

ます。

3節 職員手当等 378万4千円の増は、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当等になります。

7節 報償費 11万6千円の増は、ポスター掲示板設置にかかる謝礼になります。

8節 旅費 3万2千円の増は、選挙管理委員会委員の費用弁償になります。

10節 需用費 108万3千円の増は、事務消耗品、投票所の燃料費等になります。

5ページをご覧ください。

11節 役務費 77万3千円の増は、郵便料、新聞への広告掲載料等になります。

12節 委託料 129万1千円の増は、ポスター掲示板設置及び撤去、入場券作製等の費用になります。

13節 使用料及び賃借料 12万4千円の増は、演説会場の施設使用料及びタクシーの借り上げ料になります。

17節 備品購入費 266万6千円の増は、6ページをご覧ください。事務用品類は、集計するための計算機等を購入するものです。

18節 負担金補助及び交付金は、投票管理者および立会人の非常勤職員公務災害補償組合への負担金になります。

説明は以上です。

続きまして、議案第53号 第六次会津坂下町振興計画後期基本計画について説明申し上げます。会津坂下町議会基本条例第6条の規定により、議会の議決を求めたいとするものです。

それでは、後期基本計画書をご覧ください。

表紙裏には、町民憲章、そして巻頭には町長の挨拶及び顔写真を掲載予定です。

次のページは、後期基本計画の目次であり、本計画書は、序論、地方人口ビジョン、重点施策、基本計画及び地域づくり計画の全5章で構成しております。

72.73ページをご覧ください。本計画の策定の体制と振興計画審議会委員の名簿となります。本計画の策定にあたっては、45の施策ごとに役場の担当班と関係団体による24の検討部会を構成し、協議を進めてまいりました。また、7月8日に振興計画審議会に対して、素案の説明、8月22日に諮問を行い、8月28日に答申をいただいております。また、10月28日に本計画の修正について承認をいただいているところであります。

2ページにお戻りください。

1計画策定の趣旨は、前期計画期間におけるコロナやデジタル技術の飛躍的な進歩などの社会情勢の変化を勘案し、新たに今後5年間の計画を策定すること、また、本計画の策定にあたり、「会津坂下町まち・ひと・しごと総合戦略」及び「行政経営改革プラン」の2つの計画を統合し一体的に管理していくことを記載しています。

次に、2基本構想と本計画の関係は、第6次会津坂下町振興計画の基本理念である「みんながつながる」と、まちの将来像「やっぱり“ばんげ”がいい」は、そのまま継続して基本構想として引き継ぎ、基本構想を実現するための計画として素案を策定しております。

次に、3のSDGs持続可能な開発目標によるまちづくりは、既に実施計画で施策の管理に用いている考え方を、本計画にも取りいれる、というものです。

3ページをご覧ください

4住民満足度調査は、(1)調査目的は、これまでの町の取り組みに対する満足度・重要度などを調査し、今後のまちづくりに活かしたいとするものです。

(2)調査対象は、18歳以上の町民 (3)抽出方法は、無作為抽出の1,300名、(5)調査方法

は、郵送で発送し、回答はWEB回答もできるようにしました。回答件数は433件、回答率は33.31%で統計学上の信頼水準95%である380件をクリアしております。設問の構成内容は、基本的な事項として7項目、45の施策に対して、これまでの満足度、これからの重要度について調査を実施しました。まちづくりの全体的な満足度に関する設問のみの結果について5ページまでに掲載しており、施策ごとの満足度、将来の重要度は各施策のページに記載しています。

7ページをご覧ください

第2章 地方人口ビジョンです。こちらは、「会津坂下町まち・ひと・しごと総合戦略」を本計画に包括するために掲載する項目です。

8ページをご覧ください

人口動向分析では、2050年までの本町の最新の人口推計を記載しています。

この結果によると、約20年後の2045年には1万人を割込み、2050年には8,641人となる見込みです。

9ページをご覧ください

この内訳を、年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分でみると、2045年には老年人口が生産年齢人口を上回り、2050年の高齢化率は48.93%となる見込みです。

10ページをご覧ください。出生等の自然増減・転入転出の社会増減の推移になりますが、紫色のラインは、出生数、オレンジ色のラインは亡くなられた方の数になりますが、クロスしている1991年を境に逆転しております。それまでは、自然増減は増加、出生の方が多かったということになります。

11ページは、0を境に上が会津坂下町への年代別の転入、下が年代別の転出です。下の方が多くなっているのは転出超過ということになります。年齢別では、15才から24歳までの若い階層の転出が大幅に超過しているのがわかります。

12ページをご覧ください。こちらは、0を境に上が、会津坂下町へ転入してきた地域、下は転出先の地域であり、福島県内及び東京圏への転出が多くなっております。

13ページをご覧ください。全国・県平均を大きく上回っていた合計特殊出生率は、2013年ごろからは、ほぼ同じような数値となっております。合計特殊出生率の低下が、現在の日本全体の人口減少の要因であることがわかつています。

14ページをご覧ください。人口の将来展望ということで、推計人口は大変厳しい見通しとなっておりますが、移住定住、結婚・出産・子育て支援による合計特殊出生率の向上等、様々な施策を講じることで、減少率を抑え、2050年の人口を1万497人、1万人を維持する規模を目標として定めました。

次に第3章 重点施策についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。後期基本計画では「重点施策」として、「1 人口減少対策」、「2 担い手の確保」、「3 公共交通対策」、「4 DXの推進」を設定いたしました。

重点施策を設定した理由ですが、1つ目の人口減少対策は、「持続可能なまち」を実現するためには必須の条件であり、重点施策2つ目の担い手の確保の前提ともなる施策となります。人口減少は、もはや回避することができない課題であり、今後のまちづくりを進める上での前提条件となりますが、会津坂下町の人口減少の割合は以前に想定したよりも早いペースで進行しており、少しでもその減少を緩やかにすることを目標としています。

2つ目の担い手の確保ですが、農業分野だけでなく、商工業、福祉・介護・地域づくりなど、さまざまな分野において担い手不足が喫緊の課題として挙がっており、これらの解決を早急に取り組むべき施策として設定しました。

3つ目の公共交通対策ですが、住民満足度調査の結果から、今後の重要度が高いにも関わら

ず、満足度が低い項目であり、さらに、高齢化率も今後しばらくは高止まりが想定されることから、生活手段として欠かせない、利用しやすい公共交通にする必要があると考え設定しました。

4つ目のDXの推進ですが、人口減少に伴い行政職員の人員減が想定される中、住民サービスの向上と共に行政手続きの効率化を図るため、また、今後標準となる行政サービスのデジタル化に対応するため、早急に取り組むべき事項と考え設定しました。

16・17ページをご覧ください。

1つ目の重点施策 人口減少対策では、これまで策定しております実施計画で最重点事業と位置付けている「4つの人口対策」に引き続き取り組んでまいります。最終的に町への移住・定住につなげていくためには、まず、そのきっかけとして町の空気を感じていただく、町の良さを知っていただくことが必要になってきます。

交流人口対策では、お試し地域おこし協力隊の導入や、本町への移住定住に繋がることを目的としたイベントを開催してまいります。

関係人口対策では、SNSを有効に活用した新たな関係人口の創出を目指します。

定住人口対策では、町内で新たに住宅を取得する方や、重要な資源でもある空き家を活用して新たに暮らし始める方を支援してまいります。

少子化対策では、婚活支援とともに子育て世代への支援の拡充を図ってまいります。

本町の魅力や生活に関する情報を広く発信するため、移住・定住に特化したSNSの運用を新たに開始し、「移住定住に関する情報発信を目的に新たに開設する SNS 登録者数」1,000 人を目指します。

17ページの下の方になりますが、人口減少対策に関連する主な施策としては、特に子育ての支援、移住定住の推進、企業誘致の促進が関連することとなります。

18・19ページをご覧ください。

2 担い手の確保は、人口減少に伴う各分野での担い手不足の解消に向け、取り組みを強化します。

ここでは、特に担い手不足が顕著な課題となっている「福祉」「農業」「商工業」「観光」「地域づくり」の5つの分野においての取り組みを推進します。

福祉分野では、広域連携の推進や介護事業への理解促進、農業分野では、地域全体で地域の農業を支える仕組みづくり、商工業分野では、町内企業に対しオートメーション等の先端設備導入等に関する補助制度の情報提供の強化、観光分野では、現在の枠を超えた祭りの担い手の確保、地域づくり分野では、これまで地域づくりに関心が薄かった層への積極的なアプローチなどを実施してまいります。

19ページの下の方になりますが、担い手の確保に関連する主な施策としては、これも多くの施策が関連することとなりますが、特に介護・医療体制の充実から地域を担う人材の育成まで担い手の確保の視点を取り入れながら、推進してまいります。

20・21ページをご覧ください。

3 公共交通対策は、利用者の減少により維持が困難となりつつある一方で、今後の高齢化率の上昇などにより重要度が高くなることが想定されている公共交通について、特に日中の空白となっている時間帯を解消すべく、効果的、効率的な手法により利便性の向上、利用者増を図ってまいります。

22・23ページをご覧ください。

4 DXの推進は、飛躍的な進歩を遂げているデジタル技術を、住民サービスの向上、行政事務の効率化に積極的に活用していくというもので、指針となるDX推進計画を策定し、デジタル技術を住民サービスの向上に繋げるとともに、行政事務の効率化も目指してまいります。DXの

推進は、サービスの提供や地域住民の生活の質を向上させるために取り組まなければならない分野ではありますが、情報弱者といわれる方にも配慮しながら進めてまいります。

25ページをご覧ください。基本計画の体系になります。

「ひとづくり」「くらしづくり」「しごとづくり」「しくみづくり」の4つであり、体系は前期基本計画を継承しております。

26・27ページをご覧ください。資料左上のピンク色で色分けしてあります、Ⅰ自ら学び、学び合う「ひとづくり」です。

第1節 子育て・教育環境の整備では、3つの施策に取り組みます。

① 子育て支援では、子育ての不安を解消するため、こども家庭センターを中心に相談機能の充実を図るとともに、子育てふれあい交流センター等の子育て施設において、子どもの発達段階に応じた子育て支援に取り組むとともに、子育てを行っている保護者を対象としたペアレントトレーニングなどにより、家庭での養育力の向上を図っていきます。

② 地域との連携は、教育現場と地域が一緒になって、地域で子育てを行う「コミュニティスクール」の仕組みを活用し、教育活動への地域住民の参加、地域活動への子ども達の参加の機会を増やすことで、子ども達の豊かな人間性を育成してまいります。

③ 学ぶ力の育成は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に国が進めた「GIGAスクール構想」により導入した、児童1人1台のタブレットを有効活用するとともに、授業等をとおして、「読む力」「聞く力」などの基礎的な学習能力の向上を図りながら、家庭と連携して学ぶ意欲を育成してまいります。

28・29ページをご覧ください。

第2節 生涯学習・スポーツの推進は、3つの施策に取り組みます。

1. 生涯学習の推進は、豊かな人生を送るための多様な学びの場や機会を提供するとともに、活動を支える人材不足に対応するため、人材確保・育成に取り組んでいきます。

②スポーツの振興は、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、年齢・体力・興味・障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に楽しめるスポーツの環境づくりとともに、施設の計画的な修繕、維持管理に取り組みます。

③文化・芸術活動の振興は、五浪美術記念館を活用した芸術活動の推進と、読書離れに歯止めをかけるため、図書室の機能の充実、活用を図ることにより、幼少期から本に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

30・31ページをご覧ください。

第3節 歴史・文化の伝承は、3つの施策に取り組みます。

①地域を学ぶ活動の推進は、子どもたちの郷土への愛着心を育てるため、町の郷土学習副読本や貴重な文化財を活用し、世代間交流による体験活動や学校教育と連携した郷土学習を推進します。

2. 文化財の保存と活用は、地域の方々の協力をいただきながら、文化財の保護、保存、収集活動に取り組むとともに、昨年度実施した仏像等の調査の成果を活用した、講演会等を実施してまいります。

3. 史跡・遺跡の活用は、町の宝を後世に遺すため、文化財保存活用地域計画を策定し、歴史的価値が高い貴重な遺跡・史跡の保護・保存に努め、埋蔵文化財センターを拠点に活用を推進していきます。

32・33ページをご覧ください。

次に、黄色で色分けしてあります、Ⅱ安全・健康で、快適な「くらしづくり」です。

第1節 健康づくりでは、4つの施策に取り組みます

①健康づくりの推進は、特に、まだ健康に関心がうすいとされる、働く世代をターゲットとした生活習慣の改善を図るための取り組みを強化します。

②疾病予防・健康診査の充実、健診による疾病の早期発見、重症化予防が重要ですが、受診率の低さが大きな課題となっております。特に検診受診率の低い40～50代をターゲットとした受診勧奨・健診の充実により、健診受診率の向上に取り組めます。

③食育の推進は、クッキングアプリを活用し、地元食材を使用したレシピの紹介をするなど、デジタルを活用した幅広い世代への情報発信に取り組めます。

④介護・医療体制の充実、介護の現場で働く人が不足しているため、介護人材確保の支援制度と合わせ、介護に対するイメージアップに取り組めます。重点施策である担い手の確保の視点をもちながら、進める事業として位置づけております。

また、これら施策の達成すべき目標として65歳以上の日常生活が自立している期間の平均について、女性の目標値を県内の最高値である21.68年として設定しました。

34・35ページをご覧ください。

第2節 福祉の充実、3つの施策に取り組めます。

①高齢者福祉の充実、高齢者だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増えてきており、高齢の方の移動支援による社会参加の推進により、要介護にならない取り組みを進めます。また、認知症サポーターであるチームオレンジの拡大による地域全体で高齢の方を支える取り組みにより、自立して安心して暮らせるまちづくりを目指します。

②障がい福祉の促進、障がい者を支援する介護者が将来的に不足することが懸念されていることから、町だけで完結するのではなく、会津地域で支えるためのサービス体制の構築を目指し、親亡き後も安心して生活できる体制を整えます。

③地域福祉の推進は、みんながつながるまちづくりの基本理念となる、地域共生社会の実現のため、ふくしま共生サポーターを養成し、町民の福祉への理解促進に取り組めます。

36・37ページをご覧ください。

第3節 安全・安心な環境づくりは、3つの施策に取り組めます。

①防災体制の強化は、防災の要である消防団員の確保に努めるとともに、各行政区が組織する自主防災組織の育成や、消防団のOBなどで編成され、火災などの特定の活動のみに参加する機能別消防団の導入により、地域の自主防災力を高めてまいります。

②交通安全対策の充実、高齢者の運転操作の誤りによる交通事故防止対策を実施するとともに、運転免許返納者に対する支援を強化します。

③生活の安全・安心は、全国的に頻発している高齢者の詐欺被害防止の取り組みを強化します。

38・39ページをご覧ください。

第4節 循環型社会の形成は、3つの施策に取り組めます。

①ゴミ減量化・リサイクルの推進は、一人あたりのごみ排出量が増加していることから、生ごみの減量化やリサイクルの推進を強化し、廃棄物の総排出量の減量化を目指します。ごみの減量化は、まさに町民と町が協働で取組まなければ解決できない問題でもあります。

②環境美化の取り組みは、不法投棄は増加傾向にあり、不法投棄パトロールの強化やカラス対策など、地域ぐるみでの環境美化活動の支援を推進します。

③エコ活動の推進は、環境教育や啓発活動をととして、地球環境に配慮したエコ活動を推進します。また、エネルギー政策として、景観や自然、生活環境に配慮した再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の促進など、脱炭素につながる取り組みを推進します。

なお、町全体のビジョンについては、2050年ゼロカーボンシティを目指す具体的な計画とし

て、「会津坂下町地球温暖化対策基本計画」を策定いたします。

40・41ページをご覧ください。

第5節 住みやすい環境づくりは、5つの施策に取り組みます。

①住環境の整備は、都市区画整理事業や公共下水道の整備を進めるとともに、国の補助を活用した空き家の適正管理を促進し、安心安全で快適な住環境を整備してまいります。

②生活道路・橋梁の整備は、行政区からの要望への対応も含め、計画的に町道・橋梁の整備・修繕を実施します。

③公共交通の確保は、重点施策にもありますが、コミュニティバス等の誰もが利用しやすい、持続可能な公共交通手段を導入します。また、広域的な交通網としての只見線や高速バスの利便性の向上について研究を進めます。

④移住定住の推進は、特に子育て世代をターゲットに支援を強化し、若者の移住定住を促進することで、人口減少を抑制してまいります。

⑤役場庁舎の建設は、災害時の防災拠点としての役割をはたし、行政機能を集約させた、町民にとって利便性の高い新庁舎の早期建設を目指します。

44・45ページをご覧ください。Ⅲ活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」です。

第1節 農業の振興では、3つの施策に取り組みます。

町の基幹産業である農業では、担い手確保、生産性向上、鳥獣被害対策等が取り組むべき課題となっております。

①人材の育成・確保は、少子高齢化や人口減少により農業の人材不足が深刻化しており、大規模農家だけでなく、中小規模農家も重要な人材として支援に取り組むことで、農業・農地が持つ多面的な機能を維持してまいります。

②農業基盤の強化は、生産性向上につながる農地の大規模区画化、省力化のためのスマート農業や、先端栽培技術の導入等の技術革新の取り組み、有機栽培などによる高付加価値化の取り組みを支援し、ハード面での生産基盤、ソフト面での経営基盤の強化に取り組みます。また、地元の産品を地元で消費する、地産地消による消費拡大を図ります。

③環境変化への対応は、気候変動に対応した暑さに強い品種などの新品種の導入支援や、有機栽培などの環境保全型農業、資源循環型農業の推進、鳥獣被害防止に繋がる作物の導入などの、自然環境に配慮した農業を支援するとともに、森林や里山の整備に取り組みます。

46・47ページをご覧ください。

第2節 商工業の振興は、3つの施策に取り組みます。

①街なかにぎわいの活性化は、中心商店街のにぎわいづくりのため、補助制度の拡充や、空き店舗の活用促進や新規創業に繋げるための、チャレンジショップの整備に取り組みます。また、創業を目的とする移住希望者を対象とした空き店舗ツアーを実施します。

②経営体の支援は、労働力の不足が深刻化しており、先端技術導入による省力化、生産性向上の支援や、新卒だけでなくIターン、Uターン転職希望者をターゲットにした情報提供の強化により、労働力の確保に取り組みます。

③企業誘致の促進は、製造業を中心に、町のアクセスの良い立地を活かし、運送業や宿泊業の誘致を目指すとともに、実態にあった助成制度を創設します。

48・49ページをご覧ください。

第3節 観光・交流の促進は、3つの施策に取り組みます。

①物産の振興は、的確な消費者ニーズの把握を行うとともに、関東圏だけでなく、歴史的にもつながりの深い新潟県などの隣県にターゲット絞り、販売戦略を立てて、販路開拓・販売促進に取り組みます。

②観光資源の活用は、馬刺しや日本酒などの食と、寺社仏閣などを観光資源として有効に活用するとともに、観光ガイドによる新たな観光資源の発掘と活用を実施します。

③祭り・イベントによる交流促進は、祭りの担い手の確保とともに、関係団体と協議し、持続可能な方法により、祭りを実施してまいります。また、情報発信を強化し交流を促進します。

50・51ページをご覧ください。

Ⅳ一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」です。

第1節 地域運営のしくみづくりでは、2つの施策に取り組みます。

①協働の推進は、まちづくり基本条例の認知度を高め、改めて協働の意義を共有し、住民・地域・行政・NPO・企業等の団体と様々な事例を通じて、幅広く連携して協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

②コミュニティセンター運営の充実は、必要とされるコミュニティセンターを目指し、地区のハブ機能としての役割を果たし、様々な人や団体を繋げる場所となるため、誰もが気軽に立ち寄れる環境整備と、積極的な情報交換を実施します。また、地域づくり計画に基づき、地域の将来像を実現するための取り組みを実施します。

52・53ページをご覧ください。

第2節 住民が参画するしくみづくりは、3つの施策に取り組みます。

①地域を担う人材の育成は、地域づくりを担う人材育成・人材確保のため、中学生・高校生ボランティアの活用や若者による地域づくり事業を推進します。

②参画しやすい環境づくりは、まちづくり・地域づくり活動の内容を見直ししながら、まずは広報活動を強化し、活動に興味を持ってもらうとともに、住民との懇談の機会や地域づくりに活かすための手法を研究し、地域づくり活動への参加に繋げてまいります。また、職員も地域づくり活動に積極的に参加します。

③効果的な情報の受発信は、分かりやすい町のホームページに更新することで住民が必要とする情報にアクセスしやすい環境を構築するほか、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報伝達にも取り組みます。

54・55ページをご覧ください。

第3節 行財政運営の強化は、3つの施策に取り組みます。

①職員の人材育成は、協働によるまちづくりを推進するため、住民に信頼される職員の育成が必要であることから、研修内容の見直しや人事評価制度の運用により、組織的な人材育成体制の構築を図ります。

②行政事務の効率化は、広域市町村圏整備組合の枠組みを基本に新たな事務の共同処理の研究や民間企業との連携のほか、デジタル技術を積極的に活用した事務の効率化、生産性の向上に取り組み、住民サービスの向上に取り組みます。

③行財政基盤の確立は、持続可能なまちづくりを実現するため、安定的な財政運営を図るとともに、事務事業評価により毎年度、事業の進捗管理と改善を図っていきます。次のページをご覧ください。

57ページからは、地域づくり計画になります。Ⅳ しきみづくりの地域運営のしくみづくりを実現するため、7地区が策定しました計画になります。

以上で、第6次会津坂下町振興計画後期基本計画の説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は一軒ごとに行います。

まず、承認第10号 専決処分の報告及びその承認について 専決第10号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第5号)に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか？

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の報告及びその承認について 専決第10号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第5号) を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第53号 第6次会津坂下町振興計画後期基本計画 に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

26ページ、違う。28 ページでした。28 ページ文化芸術活動の振興という事で、先ほど説明、今ほどの説明ではないのですが、図書館機能をというような要望に対して、図書室も図書館も変わらないという説明があって、しかしながら読書に親しむことができる環境を作るという方向はあるのでいいのではないかというお話しでしたけれども、よりそういった環境を推し進めるために、近隣市町村等の図書館での取組等も参考にしながら、さらに進めるという考えのもとに、があるよ、ということで受け止めてよろしいのでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(赤城大地君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ご意見ありがとうございます。全くその通りでございまして、基本的に図書室、図書館、我々と

しては明確に区別することなく、多少規模の違いは条件によってハード面で多少あるかと思いますが、いわゆる本に親しむ環境、図書室及び学校関係との流れ、あとは近年充実を図っておりますブックスタート等々も含めて少しずつ充実を図りながら、本に親しむ機会を作っていくという事があります。あと、当然図書室・図書館としての図書を貸し借りする機能の充実とか、借りやすさ、読みやすさの改善でありますとか、あとは、司書が各学校を回る機会を少しずつですが始めておりますので、そういう意味では町民の方に少しずつ本に親しむ機会を広めていく、皆さんからご提案をいただきながら進めていきたいという風に、前向きに進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

今の部分の前段の部分なんですけれども、文化芸術活動の推進という事で、町の施設を活用して芸術作品発表の機会を創出することというようなことがあります。そういう機会を増やすという事は非常にいいことだと思います。いい事ではあるんですが、やっぱり近隣のそういった文化センターであるとか、じげんプラザとか喜多方プラザとか発表に値する場所があるというのは非常にそれぞれの町民のみなさんにとっては、よしやるぞ、という気を起させるものになってくると思います。ただ、やれやれと言ったって、やれる場所があるんじゃないか、学校の体育館でもいいし、中央公民館もあるじゃないか。とは言うものの、やはりそういう物を発表するという当人にとすれば、それらしい場所というのも考えていくべきではないかなという思いもあるのですが、その辺も含めて考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(赤城大地君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ありがとうございます。ご意見ごもっともだと思います。条件さえ許せばという事もありますし、今そういう、ある程度のスパンで将来的なことも考えて、考えていかなければならない事の一つかとは確かに思います。現状で言えば、ある施設、既存の施設をやはり有効に使ってそういう機会を少しでも生み出していく、そういう場を住民の方に活用していただいて、芸術・文化に親しむ機会を少しでも増やしていただく。今ある条件の中でやっていくという事と合わせまして、将来的にはそういうことも検討の一つかなというふうに考えております。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑も尽きたであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 第6次会津坂下町振興計画後期基本計画 を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案原案の通り可決されました。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第5回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年10月30日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員